

◆◆中国の労働問題◆◆

(竹馬社会保険労務士事務所 社会保険労務士 竹馬 大介)

今、日本ではアメリカの金融危機等の影響による経営悪化を理由に解雇や内定取消し等が起きており、労働問題に絡んだ訴訟も増加しています。

実は、諸外国においても同様に発生しているのはご存知でしょうか。

アジア諸国、とくに隣国の中国では日本のバブル景気が過ぎた時期と同じ道を歩んでおり、労働問題に絡んだ訴訟が急増中で、一部では暴動にまで発展しているとのこと。

今年の1月から6月までに中国の裁判所で受理された労働訴訟の件数は約17万件にのぼり、前年同期比で約30%も増加したという結果が出ました。主な訴訟内容をみると、経営破綻や経営危機による企業の賃金カット・給与の未払い・リストラなどです。

中国では昨年度、労働契約法が法制化されたことをきっかけに労働者の権利意識が高まっており、従業員が会社へ相談せずに訴訟を起こすケースが急増しているそうです。

この主な原因は、中国ではまだまだ会社側が従業員との話し合いの場を設けて十分な説明していない等、会社と従業員との意識の違いから発生していることにもあるようです。

日本の企業にとって、今や中国とのビジネスは必要不可欠となっており、争議や相談なしの訴訟は中国国内だけの問題だけではなく、日本の経営環境から考えると、日本国内企業にとってもこれまで以上に従業員との意思疎通を図る必要が高まっているようです。

労使トラブルを避けるためにも、適法な手続や話し合いが大切です。



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。